H26年度　第2回大阪府景観審議会　意見要旨

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築指導室建築企画課

　　　　　　　　　　　　　　　・平成26年9月22日（月）10：00～12：00

　　　　　　　　　　　　　　　・大阪府新別館北館　1階（会議室兼防災活動スペース2）

　　　　　　　　　　　　　　　・出席委員：加藤委員、亀田委員、木多委員、鳴海委員

　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 梅原委員、島田委員、戸田委員、冨田委員、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 広井委員、神瀬委員、武田委員、西端委員、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 東房専門委員、松本専門委員

□「景観形成基本方針のあり方」について（諮問）

　　部長から会長へ諮問。

【委員】

　本日の議題は、昨年12月に受けた2件の諮問について、一つは「官公署等における屋外広告物のあり方」の最終的な確認と、もう一つ「LED等照明広告の規制のあり方」は部会を経た中間報告がある。それに加え、ただいま受けた新たな諮問の3件を今日の議題としたい。

まず、今日いただいた諮問「大阪府景観形成基本方針のあり方」についての確認から進めていきたいと思う。

【事務局】

内容の説明

【委員】

それではただいま、諮問いただきました大阪府景観形成基本方針の概要について説明いただいたので、審議会で大阪府景観形成基本方針のあり方について検討を行っていく。みなさんのご意見をお聞きしたいと思う。

　どのような内容でもよいが、先ほど、部長のお話にもあったが、国際観光等色んな意味で、景観というのは大きな意味を持ってきている。皆さん、ご存知かと思うが、アジアだとシンガポールがそういうことに熱心である。最近、しばしば中国に視察に行っている。テレビ等ですごく都市開発が進んでいるのを目にしていると思うが、中国が行っている開発は、観光等ではなく、日本で言うと例えばニュータウンをつくっているといった意味にとってもらったらいいと思う。一方で所得が上がると、旅行がとても盛んになる。日本では、70年の大阪万博以降、国内旅行は飛躍的に増えた。その次に、国際観光がどんどん増えていって、そのスピードと言うのはすごい速さで進んでいく。1970年の万博の時に、海外に行った日本人は、70万人くらいしかいない。80年代になると数百万人。90年代になると1千万人近くなっていく。大阪万博の時、私は、大学院生で、ヨーロッパに旅行に行った。その当時、日本人は70万人位しか海外に行っていなかったが、つい最近、1千万人を超えてきている。逆に日本に来ている旅行者は、つい最近まで、数百万人しかいなかった。その大半が、京都などに行くわけだが、今それが1千万人に近づきつつある。このような時に、大阪は一体、どうしたらいいのだろうかというのが一つの大きな課題であるし、中国は国内旅行のために歴史的な環境の保全と復元に非常に熱心に取り組んでいる。ニュータウンをつくっても誰も遊びに来ないが、中国の人たちは歴史的なところに遊びに行く。日本に来る時はだいたい買い物が多いが、色んな意味で都市の魅力をつくっていく。つくる魅力と守っていく魅力と両方あるので、そういうことを的確に進めていかないといけない。景観というのは、2～3年でできるものではなく、時間がかかるので、先を見越して取り組んでいかないといけないというのが、先ほどの部長のご発言の趣旨だったが、その中で大阪はどうしていったらいいのか、「グランドデザイン」とか色々な計画もつくられているが、景観という観点からどういう風に取り組んだら良いか自由なご意見をいただければと思う。

【委員】

　ハルカスができて、何度もハルカスに上っている。かつては西日本一といわれたゲートタワービルは256.1ｍ、咲洲は256.0ｍ、今ハルカスが日本一で300ｍ。ハルカスから見ると大阪を一望できるので、一番良い景観の議論ができると思う。公園がいかに少ないか一目瞭然。北を向いて下を見ると、緑は天王寺公園くらいしかない。東京と比べると全く違う。近くで見る景観、遠くを眺める景観、上からみる景観、色々あると思うが、何十年あるいは100年後のスパンで考えたときに、人口減もあるので、かつてどこかでつくった集合住宅地を全部潰して森にするとか。そういった議論も橋下知事の時代にあったが、そういうことも議論に入れなければならないと思った。

【委員】

　基本方針を読ませていただいた。大変よくできているが、今回、これを改正されるということで1点2点、発言したいと思う。まず1点目は、基本方針ということで、ある種の施策であると位置づけすると、今どき評価をしない施策というのはない。最初に「実効性のある」と書いているが、どちらかというとお金と人の問題で愚痴っぽくなっている気がする。その中でも評価をする仕組みを作るということは、それほど費用をかけずにつくれるのではないかという気がする。1年に1回とか3年に1回とか、基本方針に沿った形での景観白書というのがあるのかは分からないが、そういうものをつくる体制ないし仕組みを考えたら良いのではないか。どういう風につくるかはいろいろ問題があると思うが、ある種のモニタリングシティ的な仕組みをつくって、それを公表することで、金を使わずに実効性があるという話にはならないだろうかというのが一つ。

もう1点は、みなさんご存知かと思うが、土地利用の問題が人口減少の中で非常に大きく、かつての拡大路線から縮小路線へいくという土地利用の中で、私的な土地利用の関係性があちこちで崩れてきているというのが現実だと思う。景観の点からあるべき姿を探っていくという。むしろ、景観というのは土地利用の結果としてあるのではなく、景観のあるべき姿から土地利用があるべき方向にいくという視点で見ていく必要があるのかなと思う。

特に周辺の郊外、古い開発地での空き地と空き家がどんどん増えてくるようなところでの景観のあり方というのは、今までとは違う考え方をせざるを得ないのではないかということで、色んな分類があるが、特に地区景観の中での田園地区のあり方のようなものを見直されていくべきかなと個人的には思う。以上2点です。

【委員】

　この諮問書の中に行政団体として、団体化している団体としていない団体がある。団体化しているものが16団体ある。郊外の団体は比較的、団体化していないというお話があった中で、基本方針ができてから5年が経過し、団体化している団体と、していない団体の評価。どれくらいの差が出ているのかということ。今後、ここに書いているように、市町村にアプローチして、できるだけ団体化をしていただくということだが、これまでに市長会また町村長会へ大阪府の方からも色々と要請していただいてきた。この5年間、どれだけ推進をしていただいたのか、我々も甚だ疑問だが、そういうところで府としても説明と評価をしっかりとしていただきたいと思う。

【委員】

　1-4の資料の中で非常に気になった点が2点ある。これまでの取組から見えた課題（例）の中で、1点は「大阪府のコーディネート」のところで景観行政団体化への底上げ策が必要となっているが、今おっしゃっていた「景観行政団体化してどのようなメリットがあるのか」ということがもう少し展望できないと、なかなか分かりにくいというか、きめ細かな指導ができるというのは、実際、私自身も景観行政団体になっているところで景観に関わらせて頂いているので、きめ細かなことができることは分かるが、それが直接、地価が高くなるとか具体的なところに多分つながっていない。例えば、住宅地の場合では無いと思う。現下のやり方で景観行政団体化した時に、どういうメリットがあるのかがもう少し見えないと、投げられても少し難しいのかなと思った。

それから、「実効性の」ところだが、先ほど他の委員もおっしゃったとおりだが、今までの街で道路の真ん中に立った時に見えているものとしての景観だけを扱っている状態では、なかなか実効性を上げるというのは難しい。思っていないような使い方というのが、人口減少に伴って顕在化してきていると思うので、その辺りを思い切って扱っていくとか色々な考え方があると思うが、景観だけでは解けないような仕組みが並んでいるように感じた。

【委員】

　いくつかご意見を頂いたが、（基本方針の）見直しをするには評価をしないといけないので、景観行政団体になっているところと、そうじゃないところで、何が違うのか、どういう経緯でそうなってきたのか、団体化したところはどういう施策をやっていて、どのような効果が出ているのか。団体化していないところは、取り組んでいないことでどういう問題があるのか。そういうことは検証しないと、次どうしたらいいのか出てこないので、是非やってもらわないといけないと思う。

今、お二方から意見のあった土地の問題から考えるというのは、空き地、空き家対策から景観を考えるというのも色んな自治体で取り組んでいる。先般も空き家対策が問題になっているが、景観の観点で取組んでいる所が結構ある。景観の観点じゃないと、解体のために公費を使うと個人の利益を応援することになるので、単に空き家になったから、公費解体するということでは、論理が足りないという意見がある。どうして空き家があると問題なのか考えないといけないという観点で、景観に取り組んでいる自治体も結構ある。観光地に行くと、昔の旅館が空き家になっていて、結構大きいホテルも廃墟のようになっている。防犯の観点からも問題があるが、観光地の魅力も低下しているので、そういう観点から対策しているところもあるので、これから起きてくる地域の変化を景観の側からの捉え方の見直しというか、点検も必要ではないかなと思う。

それから、このパンフレットを見ていて思うが、規制ばかりで大阪府の景観の魅力が全然伝わってこない。これをもらった府民は、こんな良い景観だからこうしていかないといけないとか意欲がわいてこないのではないかと思う。景観というのは規制ばかりやることかという様な印象を与えてしまうのではないか。以前、太田知事の時に100の景観を選んだことがある。その時、ずいぶん議論して府下のいろんな景観の良いところを取り上げたけれども、そのようなストックがすでにあるので、どうやってアピールしたら良いかとかそういうこともぜひ考えて頂ければと思う。今は、紙だけではなく、紙があれば良いがウェブでもいろんなことができるので、景観というのは一種の魅力を積極的にアピールする手立てでもあるので、活用をよろしくお願いする。

□「官公署等における屋外広告物のあり方」について（答申）

【委員】

2つ目の議題である「官公署等における屋外広告物のあり方」について。今回は前回の5月の審議会を踏まえて取りまとめた答申案があるので、説明して頂いて、ご意見を頂きたく思う。

【事務局】

内容説明

【委員】

　ありがとうございます。何かご質問があればどうぞ。

【委員】

　内容について異論はないが、表現として、理念の2-1の2.答申の内容の「(1)社会経済性の変化を受けて、規制緩和としての取り組みを進めていくため、禁止区域から解除すべきである」という文言のところ、主語がないように思う。皆さんが違和感がなければそれはそれで良いが、私個人とすれば思った。

【事務局】

　大阪府景観条例第4条に、『次に掲げる地域または場所に広告物を表示し、または掲出物件を設けてはならない』、その8号に官公署等という位置付けがあるので、表現を「禁止物件から第8号の官公署等という部分を削除する」と、修正するなど工夫する。

【委員】

　許可等事務取扱方針（案）の8ページの2.壁面広告の想定されるケースのところに、「現在は自家用として7㎡まで可」と記載されているが、今後、新しく壁面広告として利用される業者さんに、この規制は意味を持ってくるのか。

【事務局】

　自家用広告物であれば、大きさが7㎡まで適用除外なので意味がある。

【委員】

　新しく付け替えるものに関しては、大きさの制限とか何かあるのか。現在、7㎡のものがついていて、新しく変えるという意味か。

【事務局】

　まず、官公署等は禁止区域に該当するので、基本は広告の掲出はできないというのがベースにある。ただし、自家用で7㎡までということであれば、許可の適用除外ということになっているので、許可を受ける必要がなく掲出できるものということになっている。今後、禁止区域から外した場合には、区域によって、1低専は禁止区域、許可区域、場合によってはさらに厳しい表示制限区域があるので、その内容に沿った形での制限が適用されることになっている。

【委員】

　質問の趣旨は、「現在は自家用として7㎡まで可」という文言が必要なのかどうか。逆に何か混乱させないかなと思ったので。新しいものとの関係としてどうなっているのかなということをお伺いしたかった。

【事務局】

　先ほど申し上げたが、大阪府屋外広告物条例の4条で、禁止区域等ということで、次に掲げる地域については広告物を設置してはならない。この第1項8号で、官公署、学校、研究所、こういうものについて禁止している。この部分を解除する。そして、先ほど、委員からご指摘のあったものは、第8条の適用除外のところ。『次に掲げる広告物については、第3条から第5条までの規定を適用しない』とあります。第4条の禁止区域であっても、次の部分については禁止しないということになる。第1項第3号で、自家用広告物で7㎡を超えないものについては認めていく。この部分の書き方は工夫する。

【委員】

　今まで部会にも関わらせていただいているので、それは理解している。それをふまえて、ここにこれを記載する必要があるのかどうか疑問だったのでお伺いした。もう1点は、どなたかがご指摘されたかと思うが、10ページの配慮する内容の具体的な事例として、福井県屋外広告物ガイドラインから引用した懸垂幕を掲げる事案を掲載されているが、これが良いものなのか悪いものなのか分かりづらいので、ここだけは、良いか悪いか分かりやすいものに変更されてはどうかと思う。

【事務局】

　今ご指摘いただいたところは、福井県のガイドラインで良い事例として掲載されているので転用させていただいたが、委員からご指摘いただいたので検討させてもらう。

【委員】

　この左のイラストはいらないのではないか。

【事務局】

　そちらも含めて検討する。

【委員】

　質問だが、倒産した会社の屋外広告物の撤去責任はどこにあるのか。結構、古いものなどを見かけることがある。放置しておけば、落下して非常に危ないと思うものもある。企業は撤収すると（看板など）そのままにしておくことが多く、非常に見苦しい形で残っている。撤去の責任はどこにあるのか。

【事務局】

　委員ご指摘の内容は、官公署とは別の話という理解でよろしいか。

【委員】

　はい。

【事務局】

一般的な取扱いの説明になるが、まず屋外広告物を掲出する場合には、許可の申請を出してもらっている。申請を出したところが、屋外広告物について一定の権限を持っているので、責任の所在としては、広告主や屋外広告業を営んでおられる方ということになる。その際、どこに請求していくのかは、個別の判断になると考えている。

【委員】

　資産としてその広告物を所有しているところの責任になると思うが、倒産して事業展開していないという場合は、自治体の責任になるのか。個人財産であれば自治体としては踏み込めないし、法の罰則があったりするのか。

【委員】

　先ほどの空き家の話と同じ問題で、放置してある空き家には責任の所在がない。自治体が空き家を認識した場合は、自治体が条例で対策を取れるという話だった。

【委員】

　空き家対策は、我々も日常としてやっている。固定資産税を払ってもらっているところが基本ですけれども、大概いらっしゃらない。住所を追っていくが、最終的には個人情報保護の関係で住所が分からず、どうしようもなく残っているケースが結構ある。どうしたものか。

【委員】

　法律の専門家の観点から申し上げると、先ほどの事例では、倒産した企業は消滅しているので、財産管理権利者が結局は占有権者として管理下に置いているわけなので、その責任ということになる。ただ、危険でなければ、そもそもその広告物が違反でなければ許可されていた広告物なので、企業が倒産したので機能はしていないが、そのものが違反状態ではないと思う。問題となるのは、さらに放置されて危険な状態になったとき。これも物件の管理占有者が占有状態で事故を起こしたら責任を取らされるから、管理占有者は自分自身の責任で安全性を保つ責任があるはず。ただし、それもちゃんとやらないということであれば、結局は行政が出ていかざるを得ない。先ほど会長もおっしゃったように、公的資金の投入になる。つまり、放置した者が得をする。これは先ほどの空き家の事例にも共通するし、昔でいうと、廃棄物の放置問題もそうだった。やむを得ず行政側が代執行をやって、費用を取れるようになるけれども、取れる人がいないから公的資金が投入されたままとなる。理屈の上では取ることができるが、費用を取る人がいないというのが現在の問題点であると思う。できる限り、管理者がいる時に言うしかないということ。

【委員】

　資料2-1の「答申にあたって」の4段落目に「そこで、･･･」とあるが、「官公署等で広告物を禁止する妥当性」と「公物管理･･･求められる公共性」と2つに分けて議論されて、結果として両者とも禁止区域から外されるという文脈になって、それ自体、私は当然だろうと思う。気になっているのが、官公署とそれ以外の諸般の公共的な建築物、これはある意味では民間の民立の施設もあり得るので、それについての緩和は当然だろうと思うが、それにも関わらず、官公署という極めて公共オンリーの公共施設そのもの。本来的には公共施設の代表と言うか、そういうものも禁止区域から外すべきであるという議論がなされたのだろうと思うが、官公署とそれ以外のものが同列に扱われて、緩和という文脈で扱われていることに違和感がある。

この辺の議論が整理されているなら教えていただきたい。各学校ごとに検討すればいいことであり、官公署とそれ以外のものを同じように意見を聞くと、官公署という極めて純粋パブリックなものと、それ以外の官立ではあるけども、様々な公共財政でつくった施設というものでは、広告の掲出のあり方としては少し厳しさが変わってくればいいと私は思う。そもそも論のところで、官公署と民間施設でもっている公共施設のようなところを同列に扱われるというようなところで議論があれば教えてほしい。文章を変えろというつもりはない、運用で変えればいいだけなので。

【事務局】

　これまで過去2回の部会の中で議論されてきている中で、ご指摘の話というのは常にあった。そういった中で、もし、禁止区域から外して何もないということであれば、民間と同じようになっていくというところは間違いなくある。そうした中で、事務取扱方針やガイドラインなどで、一定のデザイン性の担保なり、代用物に関する担保というのは必要になってくるのではないかというところが最終的な結論というか、最終的にはこの辺り位で誘導していけば妥当というようなところで落ち着いている。

具体的には、取扱い方針の4ページに施設管理者、広告主、工事施工者、管理者と大阪府の建築企画課で、最初の段階でこの取扱方針ガイドラインは周知していく。そこで、募集要領仕様書を策定するにあたり、事前相談を受けて、各ケースに応じて建築企画課が助言し、施設管理者側が判断というのが基本的な仕組みと考えている。実際の許可にあたっては、市町村や土木事務所が行っているが、そちらだけで対応できない場合については、建築企画課の方が発言することで、一定のデザインを担保する必要があると考えている。

【委員】

　それでいいのですが、そもそも論のところで、官公署等という「等」で全部括っている書き方が、今おっしゃった文脈からいくと物足りない気がした。答申も官公署等と全部ひっくるめて一つ。内容は運用で少し変えてくるということで、それはそれで結構だが、施設管理者が今言ったように官公署等の施設管理者と美術館の施設管理者が同じ枠組みで扱われている。しかも、パブリックコメントとか公開制度をここに入れていないわけだが、住民の意見や印象等を言う機会がプロセスにないというような状況になっている。小学校は別に構わないが、官公署の特に行政支所とか役所の建物などは、他の特定の機能をもった美術館や博物館等々と一緒なのか。世界中の市庁舎、議会等で常時、広告物が出ているところを僕はあまり見たことがない。美術館、博物館はある。市庁舎とか州庁舎であまり見たことがないので、僕としては違和感がある。要するに官公署を外したらどうかということ。

【事務局】

　最終的な判断は、委員がおっしゃっておられたように「運用の中で」と言ってもらっているので、こちらから施設管理者にそういった旨の内容もお伝えする中で一定の品格を保っていけたらと思っている。

確かに、議論の中にも官公署まで禁止を解除するのかとか、例えば許可区域にして、一定の条件をつけて官公署の場合はある程度コントロールする等の意見はあったが、最終的には規制緩和を進めるという中で、官公署も含めて禁止区域から解除する方向になってきた。そこは最初に申したように、官公署は我々自らなので、そこは取扱方針やガイドラインの中で律してコントロールしていかなければならないと考えている。

【委員】

　委員ご指摘のところは、部会でも議論になった。それを踏まえて、ここでいう官公署等はまさに「等」なので、官公署だけではなく、一応、規制緩和していこうと。ただし、委員ご指摘の、官公署はまさに公のもので、管理権者がきちんといるわけで、そこと景観部局との協議等、「等」から入るということになり、それぞれの官公署の管理権者の管理そのものその辺りは、この答申なり、ガイドラインというものは基本的なところを書いているだけで、その後は管理権者がどれだけ配慮するか。それぞれの官公署、その施設の用途なりでだいぶ変わってくると思う。先ほど、委員が指摘されて重要だと思ったのは、市民等の意見を吸い上げるということ。特に小学校はそうかもしれない。その辺りはもう一度、現場の小学校の単に教育委員会だけではなく、市町村、大阪府だけではなくて、現場の学校の判断もあると思うので、保護者の意見等もあるのではないかと思う。先ほど会長がおっしゃったが、良識、常識、特に官の、それをちゃんと守るというのは当然ではないかと思う。

【委員】

　私から一つだけ、最後のページの写真について。前から気になっているのですが、この緑に配慮した広告物ということだが、これをいくら見ても、緑の部分が広告でなく、建物の緑で、空いたところに広告物をつけただけという感じでサンプルとして意味が分からないのと、次の写真で津波がくるという標識に広告を付けてもいいことを強調しているのに、背景になっているあばら家か何か分からないが、景観を論じている我々のサンプル写真としては非常に悩む。津波のサインに広告を付けるということなら、そこだけ抜き出せばいいのに、どうして木造のピントも合ってない曖昧な写真をつけるのか。意味がよく分からないので改善してほしい。

【事務局】

　事務局で引き継いで、より良い写真がないか検討させてもらいたい。

【委員】

　答申なので、今更とは思うが、デザインについての文言で、例えば5ページの一番上の「効果的ですっきりとした広告」、それから2番目の「建物の風格を損なわない色彩」、6ページの「色を抑えたシンプルなデザイン」。表現の仕方として仕方ないんでしょうが、あまりにも抽象的で具体化していない、数値化していないので、こういう表現になるのだろうと思うが、そのためにこの第三者的な立場の者に意見を聞くということもここに書いてあるのですが、私たちは広告主から依頼を受けてデザインを起こし、（掲出）許可をいただくということで申請するが、その際に広告主からこれでは自分たちのイメージではないので、こういう風にしてくれないかという依頼がある。それをそのまま（掲出許可の窓口に）持っていくと、今さっきのような抽象的な表現を基にこれは良いとか悪いとか、窓口で色々なやり取りになってしまう。窓口担当者によっても捉え方が違うので、これは良いとか悪いとか人によって違うので困ってしまう。少しでも具体的（な表現）にできれば良いと感じている。

【事務局】

　ご指摘いただいたとおり、最終的には第三者的なアドバイザーを設けてと考えているが、こちらのガイドラインについても数値的な表現は、正直難しいと思っているが、より具体的な言い方ができないのかという検討はしていきたいと思う。今後、検討していく中で、よりレベルアップしたものにしていければと思っているので、良いアドバイス等いただければ、検討の参考にしていきたいと思うので、よろしくお願いする。

【委員】

　今の意見は、世界中みんな悩んでいることで、それに関わる人の経験と良識にお願いするしかない。役所でそれを取り扱う人が変わらないで長いことやっていただくという工夫をやっている国もあるので、これからの課題じゃないかなと思う。部局の方もぜひ頑張ってほしい。

【委員】

　広告主の立場から、募集要領の確認をしたい。募集をされる主体はこの対象物に広告をしたいという場合には、必ず大阪府が募集して、大阪府の方に入札するということをイメージされているのか。

【事務局】

　どこが許可権限を持っているのかという事になってくる。屋外広告物の場合は政令市・中核市それぞれの市が許可権限を持っているので、そちらの許可基準に基づいてということになってくる。政令中核市以外の市町村については、大阪府が許可権限を持っているので、そこで申請される官公署等は市の建物であってもこちらの対象となる。禁止区域から外れるので、事務取扱方針、ガイドラインというもので誘導していきたいという風に考えている。

【委員】

　管理主体である市町村もしくは府が募集されるのがほとんどであると思うが、一事業者である学校法人や企業法人の学校も対象になるのか。

【事務局】

　対象になる。

【委員】

　学校法人も市町村もしくは府が募集されるのか。

【事務局】

　学校法人が広告を募集される際に許可申請を提出されるのが、大阪府下で許可権限を持っているところになってくる。

【委員】

　その時に、広告主から見て喉から手が出るほど欲しい所とそうではないところと千差万別だと思うが、とても良いロケーションだとどこともそういうことを考えるので、入札という形になると思うが、そういう審査基準（許可）を出される時に経済的なことだけではなくて、デザイン性とかまちなみに配慮しているとかいうことを優先的に審査されるような募集要項にしていただけると提案もしやすい。そういう付加価値での差別化を募集要項の中に入れてもらえると広告主としては参画しやすいかなと思う。

【事務局】

　委員ご指摘のとおり、事前に何かお示しさせていただくように考えていきたいと思う。

【委員】

　委員の指摘で細かい話になるが、大阪府に対して答申を出すということで、あまりにもガイドラインの引用が福井県に偏りすぎている。ここをどうにかして欲しい。細かい指摘であるが、よろしく頼む。例えば6～7ページの看板の事例など。

【事務局】

　今後、こちらについても改正を考えていきたいと思っている。その中でできるだけ、大阪府内の事例を使っていくようなことを考えたいと思う。

【委員】

　それではそろそろ時間なので、委員ご指摘の点で修正するところは（修正）していただいて、基本的にはこの形で答申したいと思う。最終の確認はさせていただく。

□「LED等照明広告の規制のあり方」について（中間報告）

【事務局】

　　内容説明

【委員】

　実験が進んでいく時に、審議会の委員として、こういう風にした方がいいのではないか等意見を言う機会は設けられているのか。

【事務局】

　こちらに関しては、スケジュールとして10月から本実験を考えている。約3週目までに本実験を終わらせて、その後、結果整理といったところを考えている。実験の内容については始まる前であれば、考慮することはできると思う。実験が始まってからも、何かご意見をということであれば、お伝えすることは可能と思う。

【委員】

　これは部会でやっていることではないですよね。

【事務局】

　部会については、昨年度2回開催させていただき、それを受けて5月の審議会の中で評価を行っていくことになった。現在は、委員を中心にこの評価実験を進めていくものと事務局としては認識している。

【委員】

　委員がアドバイスするのはいいが、日程が進んでいく過程で、時々は我々が考える論理で意見を言えないと、大学の研究になってしまう。そういう実験にできるだけ、こちらの意見を反映できる機会を考えて欲しい。

【事務局】

　タイミングとすると、10月に実験を開始する前ということでよろしいか。

【委員】

　実験が動き出して「こういう様子です」というのを教えてもらえれば、せっかくやるのだったらこうした方がいいのではという応答がないと、大学の研究になってしまう。皆さん（事務局）が応答していると思うが、失礼とは思うが、十分じゃない場合はどうしたらいいのかという質問。お願いしてしまうと、結果が出るまで（分からない）。こんなはずではなかったという事態に陥らないためにどうしたらいいのか。

【事務局】

　今、実験としてAとBをお示ししているが、Aの部分ではなく、Bの部分という理解でよろしいか。Aの部分についてもということになりますか。

【委員】

　例えばAの部分、私はこの教室を知っているが、後ろまで下がると20mくらいある。それなら、20mのデータも一緒に取ったらいいのではと思う。どうして4mと10mだけなのか。

【事務局】

　今、考えているのは、Aの方の実験については、本日いただいたご意見を伝えさせていただき、その内容によって場合によっては、再度、意見をお聞きしながらでもと考えている。Aの実験をもって、Bの実験をということで聞いているので、そのタイミングで部会をということであれば、事務局としても考えさせていただきたいと思う。

【委員】

　これは屋内だけの実験。それを今、現在付いている屋外広告物に対して、そのまま当てはめていいのか。

【事務局】

　今回、最初の実験としてカンデラ実験をやっていこうということになったので、この実験結果を踏まえ、このまま基準とできるのか。それ以外に、さらに何か考慮できるものがあるのではないのかとういうことを、再度、ご意見いただきたいと考えている。

【委員】

　それは聞いていた。聞いていたが、このメンバーの委員もおっしゃっているように、要は専門家の例えばLEDのビジョンのメーカーや我々の様な広告関係に携わっている人間等、そういった観点も必要だと思う。実験のいくぶんに関しては。そうでないと、何を基準に2000カンデラとしたのか、やはり実験について色々と聞かれるので、まだ決まっていないことは分かっているが、色々な立場の人がこういう風に携わったということを、知らしめないと、LEDに関しては、なかなか思うようにはならないと思う。これもこの間の5月の審議会の時にお話させてもらった。

【委員】

　最終的に基準値を公的に決めるのはわりと大変なことだろうと思う。この実験も一つの参考データという位置づけになると思う。さらに、こういう実験というのはメーカーも当然やっておられることであるし、研究者も他にたくさん、技術系の研究者もやっておられると思うので、まずそういう諸般の既存のデータを付き並べながら決めていくことになろうかと思う。そういう位置づけの中での、今回の実験ということで私は理解した。専門部会もあるということで、少なくともこの専門委員は被験者になってもらいたいと思う。そういうことで基準案みたいなものが出てきた時には、ちゃんと説明してもらうというプロセスも期待したいと思う。

【事務局】

　この実験はまだ、ほんの一例ということで、基本的には夜間。昼間のLEDはかなり明るいが、今回対象にしているのは夜間。夜間はLEDがかなりまぶしく見えるということで、夜間でのLEDの規制をしていく。これは2000とかいうのはかなり難しい部分もあるので、まだ一例の実験で、一つの事例というか、色々な文献等、これだけで決められるものではないので、その辺りを含めてやっていきたいと思う。会長から指摘があったが、もう少し件数や距離等についてもやっていきたい。せっかくこういった実験をやっているので。被験者についても、もしご協力いただけるならば委員のメンバーに入っていただきたい。

　被験者に関しては正直、行政側だけでは人数的に苦しい部分もあるので、もし委員にご協力いただけるようであれば、助かるので、お声がけさせていただいてよろしいか。また、お返事いただいた中で判断させていただければと思う。それから、ご指摘のあった部会の設置、それ以外の業者の方を含めた意見の取扱については、場合によってはご協力いただければと思う。

【委員】

　それでは実験については、いただいた意見を参考にして、効果的に示していただければと思う。最後に、今後の検討スケジュールについて。

【事務局】

　最後に、今後の検討スケジュールを口頭にはなるが、説明させていただく。

本日、最初にご審議いただいた、景観基本方針については、評価をきっちりやった上でということで、ご意見いただいたので、そういったところ、最後は事務局の方でまとめていきたいと思っている。その際、事務局だけでなく、場合によっては、専門委員の方々にもご相談させていただきながらまとめていきたいと思う。それを踏まえて、年明けに審議会を2回ほど予定しているので、そこで答申をいただけたらと考えている。

それから、官公署における屋外広告物のあり方について、本日、色々なご意見をいただいたので、それを踏まえて答申という形でまとめたいと思う。会長と調整した上で、最終の答申としたいと思っている。

最後、LED等照明広告の規制のあり方については、A実験B実験と進んでいく。A実験については10月から開始となっているので、それまでにいただいた意見で反映できるものは反映させていただく。A実験B実験若しくはその後のタイミングで、部会の設置と広告業界の方々の意見を聞ける機会の設定という意見があったので、検討させていただく。こちらについてもそれを踏まえ、年明けの審議会で審議、今後の方向性を議論いただければと思っている。被験者については、何かしらのご連絡をさせていただくので、ご協力よろしくお願いする。

以上